⑵　土木工事において、開札時に東日本高速道路株式会社の平成21・22年度一般競争参加資格を有し、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,500点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,500点以上であること。）。または、経営事項評価点数が1,500点以上である２者または３者で構成された共同企業体。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。または、この条件を満たす２者または３者で構成された共同企業体。

⑷　平成11年度以降に、元請けとして完成及び引渡しが完了した次に掲げる施工実績を有すること。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・単体の場合は、開削にて施工した半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが20m以上、内空断面積が380㎡以上の工事並びに非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）で内空断面積が80㎡以上の工事
・共同企業体代表者の場合は、開削にて施工した半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが20m以上、内空断面積が380㎡以上の工事
・共同企業体代表者以外にて参加する場合は、開削にて施工した半地下構造の工事
・共同企業体にて参加する場合は、構成される企業体のいずれかが非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）で内空断面積が80㎡以上の工事の実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任期間に関しては入札公告（説明書）及び設計図書によるものとする。

①　専任の主任技術者または監理技術者が、建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

②　現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のいずれかの者が、平成11年度以降に完成及び引渡しが完了した次の経験を有する者であること。

なお、各工事の施工経験を同一の工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・単体の場合は、開削にて施工した半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが10m以上、内空断面積が190㎡以上の工事並びに非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）で内空断面積が40㎡以上の工事
・共同企業体代表者の場合は、開削にて施工した半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが10m以上、内空断面積が190㎡以上の工事
・共同企業体代表者以外にて参加する場合は、開削にて施工した半地下構造の工事
・共同企業体にて参加する場合は、構成される企業体のいずれかが非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）で内空断面積が40㎡以上の工事の実績を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任期間に関しては入札公告（説明書）及び設計図書によるものとする。

①　専任の設計管理技術者は、平成11年度以降に完成及び引渡しが完了した次の経験を有する者であること。なお、各設計または工事の経験を同一の設計または工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。

経験１．開削にて施工した半地下構造の設計または工事。
経験２．非開削トンネル（ＮＡＴＭ工法を除く）の設計または工事。

②　上記経験１での専任の設計管理技術者は、技術士［総合技術監理部門（建設―土質及び基礎）］、技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造物及びコンクリート）］、技術士［総合技術監理部門（建設―道路）］、技術士［総合技術監理部門（建設―トンネル）］、技術士［総合技術監理部門（建設―施工計画及び積算）］、技術士［建設部門（土質及び基礎）］、技術士［建設部門（鋼構造物及びコンクリート）］、技術士［建設部門（道路）］、技術士［建設部門（施工計画及び積算）］、ＲＣＣＭ（土質及び基礎）、ＲＣＣＭ（鋼構造物及びコンクリート）、ＲＣＣＭ（道路）、ＲＣＣＭ（施工計画及び積算）の資格保有者若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者で日本語に堪能であること。（日本語通訳が確保できれば可。）ただし、平成13年以降の技術士合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に関する部門に４年以上従事している者とする。（総合技術監理部門を除く）

上記経験２での専任の設計管理技術者は、技術士［総合技術監理部門（建設―土質及び基礎）］、技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造物及びコンクリート）］、技術士［総合技術監理部門（建設―道路）］、技術士［総合技術監理部門（建設―トンネル）］、技術士［総合技術監理部門（建設―施工計画及び積算）］、技術士[建設部門(土質及び基礎)]、技術士［建設部門（鋼構造物及びコンクリート）］、技術士［建設部門（道路）］、技術士［建設部門(トンネル)］、技術士［建設部門（施工計画及び積算）］、ＲＣＣＭ（土質及び基礎）、ＲＣＣＭ（鋼構造物及びコンクリート）、ＲＣＣＭ（道路）、ＲＣＣＭ（トンネル）、ＲＣＣＭ（施工計画及び積算）の資格保有者若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者で日本語に堪能であること。（日本語通訳が確保できれば可。）ただし、平成13年以降の技術士合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に関する部門に４年以上従事している者とする。（総合技術監理部門を除く）

なお、経験１及び経験２の外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当またはＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受けている必要がある。また、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには、入札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　確認申請書提出期限の日から落札決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。ただし、第一次技術提案書提出期限の翌日から落札決定の日までの期間については、当社が本工事に関して特に競争参加を認める場合を除く。

⑻　当該工事に係る設計業務等の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　設計付入札前技術提案交渉方式に関する事項

設計付入札前技術提案交渉方式については入札公告（説明書）及び技術提案書作成要領による。

４　入札手続等

⑴　担当部署

東日本高速道路株式会社　関東支社　技術部　調達契約課　加賀田正則　〒110―0014　東京都台東区北上野１―10―14　電話03―5828―8356

⑵　技術提案書の作成説明会の場所及び方法

①　説明日：平成21年12月21日（月）
②　説明場所：上記⑴に同じ。
③　説明会参加資格：入札公告（説明書）による。
④　参加方法：平成21年12月17日（木）までに上記⑴に参加希望の申込みをすること。
⑤　参加人数：１者あたり３名までとする。
⑥　詳細は入札公告（説明書）による。

⑶　契約図書の配布期間、場所及び方法

①　配布期間：入札公告の日から平成22年１月25日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。
②　配布場所：上記⑴に同じ。